

林 政 審 議 会 議 事 録

1 日時及び場所

平成23年1月28日（金曜日）13時30分～15時45分

農林水産省 本館7階 第3特別会議室

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

2 出席者

・委員（敬称略）

井上篤博、岡田秀二、加賀谷廣代、金井久美子、上安平冽子、黄瀬 稔、佐川文教、

鮫島正浩、鈴木雅一、田中里沙、藤野珠枝、細田衛士、安成信次、横山隆一

・林野庁

3 議 事

（1）会長の互選及び会長代理の指名について

（2）部会の設置について

（3）部会に所属する委員の指名について

（4）森林・林業基本計画の変更について（諮問）

（5）今後の国有林野の管理経営のあり方について（諮問）

（6）平成23年度予算及び税制改正について（説明事項）

（7）その他

開 会

○三浦林政課長 それではお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。私、林政課長の三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の林政審議会につきましては、本年１月６日付で委員の改選が行われましたので、本日がその委員の皆様にご出席いただいての初めての審議会となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに定足数についてご報告いたします。本日は、委員20名中、現在13名の委員にご出席をいただいております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることをご報告いたします。

なお、本日出席の予定でありました藤原委員は所用のため、また島田委員及び前田委員は火山灰の影響による交通機関の乱れがございまして、急遽ご欠席ということでご連絡をいただいております。細田委員は後ほどお見えになる予定でございます。

また、本日、改選後初めての審議会となりますので、私のほうから本日出席をいただいております委員の皆様をご紹介させていただきたいと存じます。お手元に資料の束があるかと思いますが、一番最後の資料から、後ろから２枚目、右肩に参考資料２と打った資料がございます。こちらをご覧ください。

それでは、この名簿によりまして、私のほうで五十音順にお名前を読み上げさせていただきます。

まず初めに、井上委員でございます。

○井上委員 井上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○三浦林政課長 岡田委員でございます。

○岡田委員 岡田でございます。よろしくお願い致します。

○三浦林政課長 加賀谷委員でございます。

○加賀谷委員 加賀谷です。よろしくお願い致します。

○三浦林政課長 金井委員でございます。

○金井委員 金井と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○三浦林政課長 上安平委員でございます。

○上安平委員 上安平でございます。よろしくお願い致します。

○三浦林政課長 黄瀬委員でございます。

○黄瀬委員 黄瀬でございます。よろしくお願い致します。

○三浦林政課長 佐川委員でございます。

○佐川委員 佐川です。よろしくお願いします。

○三浦林政課長 鮫島委員でございます。

○鮫島委員 鮫島でございます。よろしくお願いします。

○三浦林政課長 鈴木委員でございます。

○鈴木委員 鈴木です。よろしくお願いします。

○三浦林政課長 田中委員でございます。

○田中委員 田中でございます。よろしくお願いします。

○三浦林政課長 藤野委員でございます。

○藤野委員 藤野でございます。よろしくお願いいたします。

○三浦林政課長 安成委員でございます。

○安成委員 安成といいます。よろしくお願いします。

○三浦林政課長 横山委員でございます。

○横山委員 横山でございます。よろしくお願いいたします。

○三浦林政課長 続きまして、林野庁幹部職員を紹介させていただきます。

林野庁長官の皆川です。

○皆川林野庁長官 皆川でございます。よろしくお願いいたします。

○三浦林政課長 林野庁次長の沼田です。

○沼田林野庁次長 沼田でございます。よろしくお願いいたします。

○三浦林政課長 林政部長の末松です。

○末松林政部長 末松でございます。よろしくお願いします。

○三浦林政課長 森林整備部長の津元です。

○津元森林整備部長 津元です。よろしくお願いいたします。

○三浦林政課長 国有林野部長の古久保です。

○古久保国有林野部長 古久保でございます。よろしくお願いいたします。

○三浦林政課長 そのほか、本日は林野庁の各課長が出席しておりますが、時間の関係等もございますので、お手元の一番最後の資料に参考３とナンバリングした資料がございます。こちらの林野庁関係者名簿をもちまして紹介にかえさせていただきます。

なお、今、細田委員がご到着になりましたので、細田委員をご紹介します。

○細田委員 細田でございます。よろしくお願いいたします。

○三浦林政課長 なお、お配りしております議事次第の後に資料１から５、それから参考資料１から３までの一覧がございます。資料の不足等がございましたら事務局のほうにお申し付けいただければと思います。

それでは、早速ですが、次第に沿いまして議事に入らせていただきます。

まず議事の２の（１）でございますけれども、林政審議会令第２条第１項の規定によりまして、会長の選出は委員の互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

○鮫島委員 森林林業基本政策検討委員会の座長として森林林業再生プランの取りまとめの労をとられまして、森林林業並びに木材産業についての非常に幅広い見識をお持ちであり、また、前期の林政審議会において会長代理を務めておられました岡田委員に会長をお願いしてはいかがでしょうか。

○三浦林政課長 今、岡田委員をお願いしてはどうかというご意見をいただきましたけれども、いかがでございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三浦林政課長 それでは、異議なしということでございますので、岡田委員には大変ご苦勞をおかけいたしますけれども、会長をよろしくお願いしたいと存じます。

それでは、ここからは岡田会長に議事の進行をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○岡田会長 ただいま皆様のご推薦をいただきまして会長のご指名をいただきました岡田でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。皆様の協力を得て中身のある審議、円滑な運営に努めてまいりたいと思います。重ねてよろしくお願いをいたします。

それでは、議題が豊富でございますので、早速、議事を進めさせていただきます。

議事次第をご覧ください。２の（１）、会長代理の指名でございます。

この件につきましては、林政審議会令第２条第３項という規定により、会長代理につきましては、会長が指名をするということになってございます。大変僭越ではございますが、私から指名をさせていただきます。鮫島委員にお願いをしたいと、このように思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、次第の２の（２）でございます。部会の設置の件でございます。

現在、この審議会のもとには施策部会が設置されております。新しい委員の皆様におかれましては、この施策部会について初めてお聞きだという方もいらっしゃるかもしれませんので、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

また、この審議会のもとに、新しく国有林部会を設置することにつきましても、続けて事務局からご説明をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○牧元企画課長 企画課長でございます。まず、林政審議会施策部会につきましてご説明をさせていただきます。特段資料はつけておりませんので、口頭でご説明をさせていただきたいと思います。

この施策部会につきましては、森林・林業白書をご検討いただく部会でございます。森林・林業白書につきましては、森林・林業基本法という、名前のとおりの私どもの一番基本になる法律がございまして、その基本法に基づきまして毎年閣議決定をいたしまして国会にご報告をしております白書、いわゆる法定の白書でございます。内容的には森林・林業・木材産業の現状を分析をいたしまして、今後の政策の企画立案の基礎にいたしますとともに、その概要につきまして国民の皆様方一般に広くご紹介をするというような内容の白書でございます。

この施策部会につきましては、例年4回程度開催をさせていただいております。既にこの平成22年度、今検討しております白書につきましては、昨年の10月にこの施策部会におきまして白書の骨子等についてご検討をいただいているところでございます。もし引き続き設置ということで決まりますれば、今後、2月、3月にこの白書案の本文につきましてご検討をいただく予定にしているところでございます。その後、林政審議会本審議会における検討を経まして、4月下旬の閣議決定を目指しまして白書の検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

施策部会につきましては以上でございます。

○鈴木経営企画課長 それでは、引き続きまして経営企画課長の鈴木でございます。国有林部会の設置につきまして趣旨をご説明申し上げたいと思います。資料の1に林政審議会国有林部会の設置についてという資料がありますので、これに基づいてご説明したいと思います。

国有林野事業につきましては、2つの観点から、現在、一般会計化に向けて検討を進めているところでございます。まず1つ目は、森林・林業再生プランにおきまして、国有林につきましては公益重視の管理経営をより一層推進すること、民有林への指導やサポート、森林・林業政策への貢献を行うとともに、そのために組織・事業のすべてを一般会計に移行することを検討するとされております。また、2つ目の観点といたしまして、昨年10月には行政刷新会議によりまして国有林野事業特別会計の事業仕分けが実施されました。この結果、特別会計を一部廃止し一般会計に統合、負債返済部分は区分経理を維持するとの評価結果が出されました。当省では、これらを踏まえまして、一般会計化に向けた具体的な検討を進めているところでござ

います。

しかしながら、検討に当たりましては慎重に検討すべき課題が多く存在していることから、林政審議会でご検討をいただきたく、この後、農林水産大臣より、今後の国有林野の管理経営のあり方について諮問をさせていただく予定でございます。このため、林政審議会のもとに新たに国有林部会を設置いたしまして、森林・林業再生プランの推進に向けた一般会計化後の国有林野の管理経営のあり方、債務返済の見通し及び債務返済に係る新たな区分経理のあり方等につきまして1年程度かけてご検討いただきたいと考えております。

なお、部会設置後は、毎月1回程度のペースで開催いたしまして、本年7月ごろに中間報告を行っていただくとともに、最終的には12月ごろに林政審議会においての提言を取りまとめていただけるようご審議いただきたいと考えております。

以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございます。ただいま施策部会の概要と、それから新たに設置を考えております国有林部会について、その趣旨をご説明をいただきました。いかがでしょうか。

これまでどおり施策部会については設置をするということと、新たに国有林部会を設置することについてでございますが、異議がなければ設置をするということでお認めをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岡田会長 ありがとうございます。それでは、異議なしということでございますので、この林政審議会の下に施策部会、そして国有林部会の2つの部会を設置するということにいたしたいと思います。

それでは、続きまして、林政審議会令第5条第2項により、部会の所属委員については会長が指名をするということになってございます。大変僭越ではございますが、私からご指名をさせていただきますと思います。

まずは施策部会でございます。この部会につきましては、井上委員、加賀谷委員、上安平委員、鮫島委員、鈴木委員、本日は欠席でございますが島田委員、それと藤原委員、以上7名の方をお願いをいたしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

また、この施策部会に所属する特別委員につきましては、これまで所属していただいた方々に引き続きお願いをしたいと考えております。ご紹介をいたしますと、荒谷特別委員、執印特別委員、土屋特別委員、豆原特別委員の4名でございます。どうぞご承知お願います。

続きまして、国有林部会でございます。この部会につきましては次の方々をお願いをいたし

たいと思います。上安平委員、黄瀬委員、田中委員、今日は欠席でございますが前田委員、横山委員、今日はご欠席でございますが合原委員、そして私の7名ということにしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

なお、本日の議事終了時までには事務局から、ただいま所属をお願いをいたしました委員の名簿を配付させていただきますので、ご確認をお願いをしたいと思います。

なお、各部会には部会長を置くということになってございます。各部会の部会長につきましては、それぞれの部会に属する委員の互選をもって行うということになっておりますので、各部会において選出をいただければと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、議事次第の諮問及び説明事項に入る前に、少し休憩をとらせていただきたいと思います。なお本日は、田名部大臣政務官にご出席いただく予定となっております。

(休 憩)

○岡田会長 お待たせをいたしました。それでは議事を再開いたします。

本日は、大変お忙しいところ、田名部政務官にご出席をいただいております。まず初めに、田名部政務官からご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田名部政務官 本日、皆様方には大変ご多用中にもかかわらずお集まりをいただきましたことを心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

我が国は、国土の3分の2を森林面積が占めるという、まさに緑豊かな森林国であります。その森林の持つ役割というのは、木材の供給ということだけではなく、生物多様性の保全であるとか、温暖化の防止、こういったことにも重要な役割を果たしているということでもあります。また、さらに今年は国連の定める国際森林年ということで、国民の皆様にも森林・林業の政策についてよくご理解をいただけるように、私どももしっかりと取組を進めてまいりたいと思っておりますし、森林・林業の再生に向けてもしっかりと頑張ってまいりたいと、そのように思っております。

森林・林業につきましては、一昨年12月に木材自給率50%以上というものを目標に掲げました。そして森林・林業再生プランというものを作成して、昨年の12月になりますけれども、その最終取りまとめというものを5つの検討委員会の中でご議論をいただいた中でまとめさせていただきました。まさに森林・林業の再生に向けた改革の姿を公表したところでございます。

そして予算でありますけれども、23年の予算に関しまして、まさに今申し上げたプランの実現に向けて集約化をした計画的な森林整備を行う林業者の支援として森林管理・環境保全直接支払制度であるとか、また人材の育成、さらには公共建築物等への地域の木材利用、こういっ

たことのための予算を計上させていただいたところでございます。

今後は、再生プラン及び最終取りまとめを踏まえて、施策の基本となります森林・林業基本計画を見直し、さまざまな施策を強力に推進していく必要があると考えています。この基本計画の見直しについては林政審議会の意見を聞くということとなっておりまして、本日諮問いたしますので、委員の皆様におかれましては、ぜひとも忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

また国有林野事業でございますが、その組織、そして技術力、資源というものを最大限に活用して、フォレストの育成、そして木材の安定供給などに取り組み、さらには森林・林業全体の再生に貢献していく必要があると考えております。このためにも、債務について区分経理をして返済状況を明確にしつつ、組織、事業を一般会計にするということを検討しております。それを進めてまいりたいと考えております。この検討に当たっては、森林・林業に関する学識経験のある方々からご意見を拝聴しながら進めていく必要があると考えております。

本日、今後の国有林野管理経営のあり方について諮問をいたします。今後幅広くご検討いただき、提言を取りまとめていただくようお願いを申し上げます。

森林・林業・木材産業については、まさに政府の重要な施策の一つであります。ぜひとも私たち、鹿野大臣のもと結束を深めて、しっかりと森林・林業の再生に向けても取り組んでまいりますので、どうぞ今後ともご指導、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶にかえさせていただきます。今日は本当にありがとうございます。

○岡田会長 ありがとうございます。

ただいまのご挨拶の中にもございましたが、もう一度、議事次第をご覧ください。本日は、森林・林業基本計画の変更について、それともう一つは、今後の国有林野の管理経営のあり方についての2件について諮問をいただくということになってございます。なお、諮問文につきましては、各委員の机の上に配付してございます。

それでは、田名部政務官から諮問をいただきたいと思います。

○田名部政務官 林政審議会会長 岡田秀二殿。

森林・林業基本計画の変更について。

森林・林業基本法第11条第8項において準用する同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

続けて諮問いたします。

今後の国有林野の管理経営のあり方について。

今後の国有林野の管理計画のあり方について、森林林業基本法第30条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

農林水産大臣 鹿野道彦。

よろしくお願いいたします。

(諮問文 手交)

○岡田会長 十分なる審議と検討をさせていただきます。

○田名部政務官 よろしくよろしくお願いいたします。

○岡田会長 ただいまお聞きのとおりでございます。審議、検討を委員会として重ねてまいりたいと、このように思っております。

なお、大臣政務官におかれましては、公務のため、ただいまをもちましてご退席をされます。本当にご多忙のところありがとうございました。

○田名部政務官 ありがとうございました。どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。

(田名部政務官退席)

○岡田会長 それでは、ただいま諮問のありました内容につきまして事務局から説明を受け、皆さんに審議をいただきますが、その前に、皆川林野庁長官からご挨拶をお願いをいたしたいと思います。

○皆川林野庁長官 挨拶が続きます恐縮でございます。今日2件の諮問をさせていただいたわけでありますが、その背景事情も含めて、最近の森林・林業にかかわることについて少しだけお話をさせていただきたいと思います。

まず、森林・林業の再生プランというお話がございました。これは一昨年の12月に、いわゆる政策の提示という大きな方向性の提示があって、昨年1年をかけて、その実施に向けての最終取りまとめを行っていただいたということでございます。ただ、これは今のところ農林水産省が発表した形ということでございまして、いわゆる内閣全体の詳細な実施計画というところにはなってございません。それを今回の森林・林業基本計画という中で、10年間を見通した政策及びその政策の工程表ということも含めて、内閣のしっかりした方針ということで閣議決定をする文書を私どもとして取りまとめたいと、これを年の前半に行いたいということでお願いをしたところでございます。

日本の森林・林業の現況といいますと、資源的にいいますと人工林資源を中心に非常に資源は充実をしてきております。ただ、その森の恵みを現実に利用できているか、また生かしているかということになりますと、木材需要の自給率という概念でいいますと約27.8%ですか、そ

ういった形で4分の3は外国の資源に依存している状況。それは若干今、少し自給率が上がってその水準ということで、そのちょっと前にはもう2割を切っていた時代が長くといいますか、相当続いていたわけでございます。

その一方で、海外資源の状況を見ますと、例えば木材需要の多くを依存していた海外の森林の状況ということになりますと、長期にわたって海外資源に依存し続けるという状況はなかなか難しいということでございます。端的に言いますと、例えば北洋材と言われるロシアからの材木輸入というのが大分あったわけでございますが、これは非常に細ってきております。ロシア自体の資源状況、さらには貿易に対する考え方ということでも大きく変わっております。

そういう意味で、充実しつつある国内の森林資源をまさに利用できる状況ということになっているわけですが、国内林業自体は長期の疲弊状況にあるということも、これもまた事実でございます。これをどう改革できるかということについて大きな方向性を森林・林業再生プランという形でご提起をいただいていると、こういった方向性に基づいて、国の閣議ベースでの決定事項である森林・林業基本計画ということに、その方向性、またその途中に何が要るのかということも含めてお取りまとめいただきたいということでございます。これを受けまして、私どもとしては、平成24年度以降の予算編成ですとかということにも取り組んでいかなければいかんということになるかと思います。

また、この森林・林業基本計画ということとあわせまして、私どもとすれば森林・林業の再生プランを受けて、実は森林法の改正ということも、この国会に提起をさせていただくということになってございます。今までの、ややもしますと施業がばらばらでもよかったというものも、森林の経営計画という形で、いわゆる作業、我々は施業と言いますが、施業を集約化していくということを旨とした計画に変えていくといったようなことですか、また、森林がだれが持っていても適切に管理できていくという体制をつくるための法律案を出させていただいて審議をしていただくということになってございます。なかなか国会情勢は厳しいわけですが、何とか国会のご理解を得て、森林・林業の再生を裏づけする法案でございますから、ぜひとも通していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、国有林の問題でございますが、昨年の秋に実は特別会計の事業仕分けというのがございました。この観点は大きく言いますと、特別会計という形で存置する必要がないものは一般会計ということにすべきではないか、特別会計を廃止していくべきではないかという観点で行われた事業仕分けでございました。ほかの特別会計においては、実は特別会計を存置したいという意見が多かったかと思いますが、私どもは、先ほどの田名部政務官からのお話にもあ

りましたけれども、森林・林業の再生ということに国有林が、その人材ですとかフィールドを十全に活用して、森林・林業の再生に向けて民国連携して立ち向かっていくというためには一般会計化ということを選択しようという方向でご議論させていただいて、今回、いわゆる事業仕分けでの結果でもそういった方向性が提示されたということでございます。

ただ、これにはなかなかいろいろな課題がございます。例えば長期の債務をどういうふうに返済していくのか、またそれを明確にするための会計のあり方ということも含めて考えなければいけません。また、森林・林業の再生に向けてどういう事業体制を組むべきかということについてもご議論いただかなければいけませんということで、こちらのほうも国有林部会を設けさせていただいてご議論いただくということでございます。これも1の課題であります森林・林業の再生ということと非常に密接に関連する事項でございますが、ただ非常に専門的な立場でのご検討も要るということで、部会を設置するということにさせていただいたというところでございます。

それから、実は森林・林業をめぐる状況の中で、今日の説明の中ではなかなか触れる時間がないので簡単に触れさせていただきますが、海外資本が国内の森林をかなり取得し始めているというお話がございます。マスコミ等でもかなり取り上げられております。これについては、これまでもいろいろな意味でこういった事例があるんじゃないかというお話をいろいろと受けていて、我々もそれを逐次調べさせていただいてきたわけではありますが、今回実は北海道庁のほうで、いわゆる国土利用計画法の届け出情報を活用して調べてみたという報告がございました。これによりますとかなりの事案があったということで、この手法を用いまして全都道府県を経由しまして、私どもとしては全国調査をさせていただきました。平成18年から21年の国土利用計画の届け出情報をもとに調査いたしましたところ、約560ヘクタールの森林が外国人、外国資本に取得されていたということがわかったところでございます。

これについて、さまざまなご意見もあるわけでございますが、我々とすれば、まずは現況の把握を引き続き行っていきたいということが1点ございます。それからもう一点は、森林の、例えばそういった外国資本が入っていることについてどういった問題があるのかということについて、問題がどういうところら辺にあるのかということの分析をさせていただきたい。また、さらには、だれが持っていても我々は森林の適切な整備が行われるようにしていくんだということで、これは森林法の改正の中でも、この問題には答えていかなければいけません、そういった制度にしていこうということでの検討を今急いでいるところでございます。

ただ、だれが持つべきかということについて、これは不動産一般を通ずる問題がございます。

別に森林だけではありません。そういった意味では、日本の不動産全体がそういった資本、海外の買収に向けては同じ状況にあるということでございますので、そういった問題全般、横串的にどう考えるのかということについて、これは内閣全体の問題として取り組むということになっておりますので、その検討に我々も協力をさせていただくということで臨んでいきたいというふうに思っております。

それから最後でございますが、国際森林年ということで、先ほど田名部政務官のご挨拶の中でも触れさせていただいたところでございますけれども、実は1992年にリオの環境サミットということで非常に大きな会合がございました。これを受けてさまざまなことが提起されまして、例えば昨年の生物多様性のCOP10というのがありましたが、これもその環境会議を契機として始まったわけでございます。今年はそれから約20年たっているということで、実は国連の定める日としては2回目の、1985年に1回目の国際森林年があったわけですが、2回目の国際森林年ということでなっております。非常にタイミング的に言いますと、私どもとすれば、森林・林業の再生を図る元年と言ってもいいこの年が国際森林年ということでありますので、ぜひ国民の皆様国内及び海外の森林というものにもう一回思いをいたしていただいて、その現況がどうあるのか、また、それに向けて日本ができることは何なのかということについて考えていただける機会を提供できるように、我々としては取り組んでいきたいということで、国内委員会ということで各界の方にお集まりをいただいて、この国際森林年に向けての我々の活動についてご意見をいただきながら、より積極的なそういった対応ができますように努力をしていきたいと思っております。

我々も、今年のテーマ、国際森林年のテーマを「森を歩く」ということで提起させていただいております。国民と森との距離はかなり開いておりますが、そのきずなをもう一度取り戻せるように、ぜひ森を歩いていただきたいということを国民の方々にもお願いをしていきたいというふうに思っております。ですから、林政審議会の委員の先生方にも、今年は森を歩いていただかなければいかんという年でございます。そういった機会もまた我々も設けさせていただくことを考えております。またその際にはよろしくご協力をお願いできればと思っております。

とりあえず、周辺事情も含めましてご挨拶にかえさせていただきました。ありがとうございます。

○岡田会長 ありがとうございます。この審議会の審議を進めるに当たって大変ふさわしい親切なる解説をいただいたというふうに思っております。本当に心より感謝を申し上げます。

それでは、次第に戻らせていただきまして、先ほど諮問をいただきました1番目の諮問事項

でございます森林・林業基本計画の変更について、事務局からご説明をまずいただきたいと思います。お願いをいたします。

○牧元企画課長 企画課長でございます。

それでは、資料の右肩に2-1と大きく振られております、この資料をご覧をいただきたいと思います。この後、2-1、2-2、2-3と順次ご説明をさせていただきます。

まず、この資料の2-1、森林・林業基本計画の変更についてということでございます。

まず、この森林・林業基本計画とは何かということでございますが、この計画につきましては、森林・林業基本法に基づきまして、この施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるというものでございまして、その内容は、この①にございますように、森林及び林業に関する施策についての基本的な方針でありますとか、あるいは②にございますような森林の有する多面的機能の発揮、またこういう林産物の供給及び利用に関する目標といったような今後の施策の目標に関する部分、それからまた、③にございますような総合的かつ計画的に構すべき施策といったような内容を含むものでございます。この基本計画につきましては、(2)の③にございますように、おおむね5年ごとに変更するということになっておりまして、(4)にございますとおり、現行の基本計画につきましては18年9月に策定をされたものということでございます。おおむね5年を経過をしているということでございますので、最近の動向を踏まえまして変更が必要ということでございます。

それから、2の再生プランの取組状況でございます。これにつきましては、政務官または長官のご挨拶にもあったとおりでございますが、一昨年12月にこの再生プランというものが作成をされまして、昨年1年間かけまして、岡田会長を座長といたしますこの基本政策検討委員会などを中心にいたしまして非常に熱心なご検討をいただいたところでございます。その結果といたしまして、昨年11月に、この森林・林業の再生に向けた改革の姿というような議論の集大成とも言えます取りまとめがなされたところでございます。この内容につきましては後ほどご紹介をさせていただきます。

おめくりをいただきまして、このような今までの議論の経過も踏まえまして、林政審議会におきましては、今後ご検討いただきたい事項といたしましては、まず先ほど長官からもお話がございましたとおり、政府全体の計画でございます、この森林・林業基本計画の変更といったようなものをご審議をいただきたい。あわせまして、今後の森林整備の推進方向、数値目標でございますとか、あるいは望ましい林業構造のあり方でございますとか、あるいは関連をいたします②の全国森林計画の変更といったようなものについてご検討をいただきたいわけでござ

います。

検討のスケジュールにつきましては、次の別紙という紙をご参照いただきたいと思います。本日、第1回につきましては、これまでの議論の流れと、それから今後の検討に当たっての視点といったようなものを中心に説明をさせていただきます。3月上旬の第2回におきましては、森林整備の目標の考え方等の具体的な事項についてご検討いただきまして、3回目、3月下旬でございますけれども、引き続き個別の事項を検討いただくとともに、骨子案についてお示しをさせていただきたいということであります。そして4月以降、この基本計画の案についてご審議をいただきまして、6月にはご答申をいただければというふうに考えているところでございます。6月中の閣議決定というものを一応目標にさせていただきたいというふうに考えているところでございます。全国森林計画につきましても、あわせましてご検討をいただければと思います。

続きまして資料の2-2でございます。本日は第1回ということもございますので、森林・林業・木材産業の現状等につきましてご紹介をさせていただきます。

まず、この2-2を1枚めくっていただきまして、この三角の図がございます。これは要は、森林・林業・木材産業、この3つは相互に関連をしております、全体をあわせていろいろな分析をした上で総合的な政策を打ち出していく必要があるという問題意識でございます。

おめくりをいただきまして2ページのところでございます。政務官のご挨拶の中にも、我が国は森林国というお話があったわけでございますけれども、左の図にございますように国土面積の約7割を占めるということでございます。

それから、ご注目をいただきたいのは左下の図のところでございますけれども、森林面積につきましては2,500万ヘクタール、これはもう一貫した数字でございますけれども、中身を見ますと、森林資源という面では資源の充実が図られているということでございます。毎年8,000万立方というような膨大な資源が増え続けているという状況でございます。

そして、右下のこの齢級別面積というものをご覧いただきますと、特に戦後植林されました40年から50年なり、あるいは50年から60年なりといった、このあたりの資源量が非常に多いわけでございますけれども、このあたりがようやく利用できるような状況になってきたということでございまして、10年後にはおおむね6割ぐらいが利用できるような資源になるのではないかとということで、資源として非常に充実しつつあり、利用できるような段階になってきているということでございます。

次の3ページでございますけれども、こういう資源が充実される中で森林の手入れが大事で

あるということ。なかんずく間伐が非常に重要であるということでございます。

おめくりをいただきまして4ページでございますけれども、あわせまして、最近非常に災害等も多発をしているわけでございますけれども、森林の保全といったような面でのいろいろな事業も重要であるということをお示しをしております。

それから、続きまして5ページでございますが、この森林整備というものを考える上で、温暖化防止の観点から京都議定書というものが非常に大きな役割を果たしているわけでございます。右側のグラフにもございますように、この1990年の基準年から比べますと国内排出量を6%削減をしなければいけないということなわけでございますが、そのうちの3.8%を森林吸収源によってカバーしていくんだという構成になっているわけでございます。そして、この森林吸収源対策としてカウントするためには、左側でございますように森林経営ということで、しっかり森林の手入れが必要だということでございます。

続きまして、おめくりをいただきまして6ページでございます。林業の現状と課題ということでございます。我が国の森林所有者、非常に小規模、零細ということでございます。5ヘクタール以下の方が大多数を占めているという状況、また不在村者が森林面積の24%を占めるということで、このような問題も生じているということでございます。

また、次の7ページをご覧くださいますと、林業労働力という面では、現在林業就業者数は全国で約5万人というような水準でございます。しかしながら、右側でございますように、近年、緑の雇用というような事業を活用いたしまして、都会の若い方々が林業の現場に入ってくるということも増えてきているということでございます。

それから、おめくりをいただきまして8ページでございます。我が国の林業というものを考えてみた場合に、残念ながらまだまだ生産性が非常に低いというような状況にあるわけでございます。その要因といたしまして、この左の真ん中の図をご覧くださいますと、オーストリアとかドイツとか、こういったヨーロッパの林業先進国に比べますと路網が整備されていない。森の中のこういういろいろな木を搬出するための道路の整備が残念ながらおこなわれているということでございまして、高性能林業機械自体はかなりの台数入ってきたわけでございますけれども、こういう路網の整備というものがまだまだであり、逆に言いますと、非常に今後生産性の向上の余地は大きいのではないかというふうに考えているところでございます。

続きまして9ページでございます。木材産業の現状と課題ということでございます。長官のご挨拶にもございましたように、現在の木材の自給率、平成21年、暦年で27.8%という状況でございます。ただ、全体の木材需要が、残念ながらこの景気動向によりまして非常に落ち込ん

でいるという面があるわけでございます。一方、輸入材につきましては、ロシアの輸出関税の引き上げ等もございまして、こういう丸太・製材品ともに輸入量が大きく減少しているというような状況にあるわけでございます。

次の10ページをお開きをいただきたいと思います。木材の価格についてでございますけれども、外材の価格というものにつきましては為替動向等によって大きく変化をするという中で、国産丸太の価格変動は非常に緩やかであるということでございます。

次の11ページをご覧くださいますと、一方、この木材価格につきましては、林業関係者の皆様方、よくご案内のように、一昨年、特に大きく下落をいたしました。その後、回復をいたしまして、おおむね回復基調にあるということが言えようかというふうに思います。

続きまして12ページをお開きいただきたいと思います。国内の木材の加工・流通体制、これも今非常に大きな変化を遂げているところでございます。国産材の流通につきましては、従来から小規模かつ分散的ということが言われていたわけでございますけれども、こういう新生産システムということで川上もまとまり、大規模な工場に出荷をしようというような動きも出てきているところでございます。

一方、次の13ページにございますように、この消費者ニーズという面を見ますと、木造住宅に対する非常に大きな需要というものがあるわけございまして、国産材のメーカーも近年は非常に国産材というものに注目をしているというような状況でございます。

また、次の14ページをご覧くださいますと、最近の新しい動きでございますが、昨年の通常国会におきまして、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律というものが成立をしております。右側にございますように、特に低層の公共建築物については、原則としてすべて木造化を図るんだというような方針で、今都道府県なり市町村なりのいろいろな計画づくり等をお願いをしているというような状況でございます。

また、次の15ページでございますけれども、木材利用につきましては、従来からのこういう建材の利用だけではなくて、エネルギー利用とか、いろいろな利用の面が開けてきているということでございます。その中で、この林地残材、山に切った後放置をされているような材というものが非常に大きくて、全国的には2,000万立米というような膨大な量があるわけでございます。このほとんど未利用な資源を活用いたしまして、ぜひこういう燃料利用というようなものも進めていく必要があるのではないかということで、こういう火力発電所の混焼など新しい動きも出てきているところでございます。

以上、簡単でございますが、現状と課題ということでご紹介をさせていただきました。

続きまして、資料の２－３に基づきまして、一昨年の再生プラン、また昨年のいろいろな検討状況についてご紹介をさせていただきたいと思います。

まずおめくりをいただきまして１ページでございますが、一昨年の12月に、この森林・林業再生プランというものを農林水産省として決定をしたわけでございます。「コンクリート社会から木の社会へ」というものが副題となっております、基本認識のところでございますように、今後10年間を目途に、我が国の森林・林業を早急に再生をしていくための指針というような形でつくられたわけでございます。そして、目指すべき姿のところでございますように、10年後の木材自給率50%以上というものを目指して、いろいろな施策を打っていく必要があるのではないかとございまして。

この再生プランに基づきまして、ちょっと飛びまして恐縮でございますが、13ページをお開きいただきたいと思います。省内に、大臣を本部長といたします森林・林業再生プランの推進本部というものがつくられたわけでございます。そして、専門的な見地からいろいろとご検討いただくというような立場で、この森林・林業基本政策検討委員会を初めといたしました各種の委員会におきまして、非常に精力的なご検討をいただいたところでございまして。この結果といたしまして、昨年の11月にこの基本政策検討委員会が最終取りまとめをしていただいたわけでございます。

その内容につきましては、これまた飛びまして恐縮でございますが、25ページをお開きをいただきたいと思います。この基本政策検討委員会の最終取りまとめということでございまして。この中では、改革の方向ということで6点が示されております。森林計画制度の見直し、それから2点目が適切な森林施業が確実に行われるための制度面も含めましたいろいろな仕組みの整備、それから低コスト化。非常に生産性の向上の余地がまだまだ大きいということで、この低コスト化に向けました路網整備の加速化ということ、それから担い手でございまして森林組合を初めといたします事業体の育成、それから川下側の加工流通体制の確立。それから全体を通じまして、やはり支える人材が必要だということで、後ほどご紹介をいたしますが、フォレスターを初めといたします人材の育成と、こういうものを行うことによりまして、10年後の木材自給率50%以上というものを目指していったらどうかというようなプランが示されたわけでございます。

おめくりをいただきまして、次の26ページと27ページが、実はこれは2枚で一つの一連の資料になっております。並べてご覧をいただければというふうに思いますが、今ご紹介をいたしました6つの改革の方向についてでございます。

まず26ページのほうは川上のほうでございますけれども、現状を見てみますと、残念ながら施業放棄、間伐がなされないとか、そのような森林が増えているとか、あるいは森林法に基づきました計画制度もでございますけれども、残念ながら形骸化をしているのではないかと、あるいは森林施業、間伐とかを行う上でもばらばらにやっているのではないかと、あるいは路網整備もおこなっているのではないかと、このような現状でございます。これに対しまして、真ん中の絵にございますように、今後は集約化をいたしまして極力まとめていく中で道路もしっかり通していくということでございます。そして、この森林計画制度につきましても、こういう集約化をし、その上で道路をつくり、そしてこの切った木については極力利用していくというような、そういうような計画にしていっていただく。そして、そういう計画をつくって、しっかり取り組むような方々につきましては、冒頭政務官のご挨拶にもございました、こういう直接支払制度というような制度によりまして、予算の面でこれをしっかり支えていく必要があるのではないかとということでございます。

そして、路網につきましては、丈夫で簡易な路網整備ということで、右側にございますような林業専用道、10トントラックが通るような、こういうような道でありますとか、あるいはもっと小さい作業道といったような、こういうキャタピラ式のフォワーダとか、こういう林業機械が走るような道、こういった道を丈夫で簡易な形でしっかり整備をしていく必要があるのではないかと。そして、フォレスターというような人材をしっかり育成をしていく必要があるのではないかとということでございます。

一方、27ページの川下側でございますけれども、これにつきましては現状といたしまして、流通構造が小規模・分散・多段階というような問題が指摘をされているわけでございます。また供給体制も、なかなか実際にお使いになる需要者のニーズに適應できていないのではないかと、あるいは公共建築物の木造化できるところも木造化されていないのではないかと、林地残材も放置されているのではないかと、こういうような問題を踏まえまして、川上から川下をうまくマッチングをして、こういう安定的な取引といったようなものに結びついていただく。そして、公共建築物でありますとか、あるいは木質バイオマスでございますとか、そういうところにつきましては、どんどん利用を拡大をしていく必要があるのではないかとということでございます。この結果として、川上の取組、川下の取組、一体的にやることによりまして、10年後の姿ということで木材自給率50%以上という姿が出てくるのではないかとということでございます。

次の28ページをご覧くださいと思います。それでは、じゃ、計画制度といったようなも

のについてどのような見直しをするのかという観点でございます。

この計画制度につきましては、実は、ご審議いただきます森林・林業基本計画というものをもとに、この森林計画につきましても、真ん中の列のところでございますが、全国段階での森林計画、それから都道府県段階での地域の森林計画、それから市町村の計画、それから森林所有者の皆さんがつくられる計画と、こういうような流れになっているわけでございますけれども、この中で特に市町村が作ります計画、これにつきまして地域のマスタープランというような形でしっかり位置づけていくということで、新たなゾーニングでありますとか、あるいはこういう路網の整備とかもきっちり位置づけるとか、あるいは皆伐とか、こういうものの基準についても明示をするとか、そのような改革をしたらどうかということでございます。そして、森林経営計画、これは所有者の皆様方などが作る計画でございますが、これは面的なまとまりを持って路網整備をするとか、あるいは集約化をするというような計画に再構成をしたらどうかということでございます。

あわせて、この左側の列にございますように、無秩序な伐採とか、あるいは切ったままほったらかしになっているようなところとか、こういうものについてはしっかり防止するための措置をとるとか、あるいは間伐すべきような森についても、今の制度があるわけでございますけれども、より使いやすいような仕組みにしていっていただく。そして、こういった計画に基づいてしっかり取り組む方については直接支払によって支援をしていっていただくということでございます。

そして、右側の列にございますように新たなゾーニングということで、後ほどちょっとまた出てまいりますけれども、国が画一的なゾーニングを言ってみれば決めるのではなくて、地域の実情に応じたようなゾーニングというものをしっかりやっていく必要があるのではないかとこの観点でございます。

それから、続きまして、飛びまして恐縮でございますが31ページをお開きをいただきたいと思っております。森林経営計画、特に今回の計画制度の見直しの中で、(2)にあります所有者の皆さん方がつくられる計画のイメージでございますが、現在の森林法に基づきます森林施業計画が左側の絵でございますが、これは言ってみれば、ばらばらに計画をつくって間伐とか、言ってみれば、やれるところをばらばらにお取組をいただいているというのが今の計画でございますけれども、そうではなくて、この右側にございますように地域的にまとまりを持った計画、その計画の中でしっかり、どこに路網を通すとか、あるいはどこをしっかりと間伐をしていくとか、こういうようなものが明らかになっているような計画、そしてその前提として、しっか

り集約化をしていくというようなことで、森林所有者、それから特定受託者ということで、こういう森林所有者にかわってしっかりやれるような方が、こういう計画をつくったらどうかというようなアイデアでございます。

それから、続きまして、若干飛びまして恐縮でございますが、35ページをお開きをいただきたいと思います。先ほどちょっと人材のところではフォレスターという、ちょっと見なれない言葉を出したところでございますけれども、これはどういうことかということでございます。下の図をご覧いただきたいわけでございますけれども、従来から現場で、まさに機械のオペレーターとかで頑張っていらっしゃる方もいらっしゃるわけでありまして。またプランナーということで、これは森林組合とかにいらっしゃって、この地域の森林をどうやってまとまって作業できるかということをいろいろプランニングされていらっしゃる方がいるわけでございますけれども、今回のこのフォレスターにつきましては、こういう地域の市町村の計画づくりとか、こういったものをしっかり支援していけるような存在。したがって、森林・林業に関して専門知識とか、そういうような経験をお持ちで、かつ一定の資質を有するというような方をフォレスターとして認定をいたしまして、こういう市町村が計画をつくるときなどに支援をしていったらどうかということでございます。このようなことを人材育成の柱として考えているところでございます。

以上が、簡単でございますけれども、この最終取りまとめの一番核になるところでございます。従来の議論が、言ってみればこの2-3までがこれまでの議論ということでございまして、今後検討いただきますのが、次の資料以降の話になるわけでございますけれども、次の2-4というものをご覧いただきたいと思います。

今後、本審議会におきましては、この森林・林業基本計画についてご検討いただくわけでございますけれども、この森林・林業基本計画の変更に当たって、今後検討の視点としてはこのような視点が考えられるのではないかとということで掲げさせていただいているものでございます。左側が現行の基本計画ということでございまして、現行の基本計画では、まず基本的な方針ということで、この第1の下側の2のところをご覧いただきますと、基本計画の策定に当たりましては、こういう国民、消費者の視点の重視でありますとか、あるいは環境保全への貢献でありますとか、あるいは攻めの林政といったようなものが今の基本計画では示されているわけでございます。これに対しまして、今後の見直しにつきましては、この森林・林業再生プランに基づきまして、先ほどご紹介いたしました、昨年11月に改革の姿というものが出されたわけでございますけれども、こういったこれまでの議論、それから現行基本計画に基づく取組を

いろいろ評価をしていただきまして、また課題などもご検討いただきまして、それらを踏まえて、この施策の見直しとか今後の方向性といったものを整理をいただいたらどうかというところでございます。また、現行計画に掲げております目標の実現に向けましたいろいろな取組の効果でございますとか問題点でございますとか、こういったものもご検討いただきたいということでございます。

それから、おめくりをいただきまして、ちょっと裏側で恐縮でございますけれども、次の2ページのところでございます。現行基本計画におきましては、この第2というところで、ここは目標を定めたところでございます。目標につきましては、大きく2つの目標がございます。1つの目標が、この3のところにございます森林の有する多面的機能の発揮に関する目標ということで、これは具体的には、この次の3ページのところの(5)のところにございますけれども、森林を3機能を区分いたしまして、3機能区分ごとの育成単層林とか育成複層林とか天然生林とか、こういったような森林をどれだけつくっていくのか。また、その蓄積というものをどのような水準に持っていくのか、あるいは成長量をどの程度見込むのかといったような、言ってみれば資源に関する目標なわけでございます。

これにつきましては、検討の視点といたしまして、この2ページの右側にございますけれども、従来は3機能区分ということで、言ってみれば国がかなり画一的にこの3つの区分、これは左側にございます水路保全林とか森と人との共生林とか資源の循環利用林といったような3機能区分というものをしていたわけでございますけれども、これは昨年の議論の中で、これを国が画一的に示すのではなくて、地域がいろいろなゾーニングを考えるべきではないかというご議論になったわけでございますので、じゃ、変わる区分のあり方というのは、どのような区分が考えられるのかということで、例えばこういう水源涵養機能でありますとか山地災害の防止機能とか、こういうような機能を発揮するために望ましい森林の姿とか誘導方法、これをどのように示したらいいのかというような視点が考えられるのではないかとということでございます。

なお、(4)のところににつきましては、これは記述内容の重複を若干整理をさせていただきまして、第3のほうに統合させていただいたらどうかというふうに考えております。

それから、3ページのところの左側のところでございますけれども、現行計画の目標のうち、先ほどの目標は、この資源の目標でありましたのに対しまして、今度は供給及び利用に関する目標というものが示されているわけでございます。具体的には、(4)にございますけれども、平成27年における木材の供給量とか利用量というものが現在の基本計画では目標に定められて

いるわけでございます。

これに対しまして検討の視点ということで右側でございますけれども、5年後、10年後、あるいは20年後といったようなものの目標値、どのような目標値を置いたらいいのかということをご検討いただくといいのではないかとこのように思っているところでございます。

また、この4の(3)のところでございますけれども、重点的に取り組む事項につきまして、先ほどと同様に少し重複を整理をさせていただきたいというふうに思っております。そして、この5年後、10年後の目標値をどのような形で提示をするのか、ここが1つポイントになるところではないかとこのように思っております。

それから、おめくりをいただきまして、裏の4ページのところでございます。

左側の第3のところでございますけれども、基本計画におきましては、目標を受けまして、政府が総合的かつ計画的に構すべき施策ということで、この5つに分けて、多面的機能の発揮以下、記述をされているわけでございますけれども、これにつきまして、先ほど来ご紹介をいたしました方針、あるいは目標等を踏まえまして、今後どのような形で総合的かつ計画的に構すべき施策というものを整理をしていったらいいかという課題があるわけでございます。そして、特に国有林野のところにつきましては国有林の一般会計化というような課題がございます。これに向けまして、新たな国有林のあり方というものを検討するというような視点が加えて必要ではないかということでございます。

それから、第4のところでございますけれども、これにつきましては、いろいろ情勢を踏まえまして所要の整理が必要かと思っておりますのと、それから最後、その他のところでございますが、全国森林計画、それから基本計画、これについてはやはり一体化すべきではないかというご議論が昨年を通じてあったところでございます。それについてもご検討いただきたいというところでございます。

続きまして2-5でございます。説明をさせていただきます最後の資料でございますが、この2-5をご覧いただきたいと思います。現行計画の取組状況ということでございます。このうち、特に①のところの現行計画の目標と現況・実績につきましてご紹介をさせていただきたいと思っております。

おめくりをいただきまして、この裏側の①、現行計画に掲げる目標と実績というところでございます。

ここは、まず(1)のところは、先ほど目標に2つあるというふうに申し上げましたが、1つ目の資源の目標のところでございます。森林の有する多面的機能の発揮ということでござい

まして、これにつきましては、平成17年に対しまして、平成27年につきましては面積は一緒なわけなんですけれども、ご注目いただきたいのは、特にこの黄色に塗ったところでございます。育成複層林ということで、これは、この育成単層林というものが、言ってみれば一回全部切って同じ樹種を一斉に植えるというような森なわけでございますけれども、そういう森ではなくて、いろいろな樹種なり林齢なりの森というものが複合されたような、そういうような森を少しずつ増やしていったらどうかというような目標が立てられております。そして、現在平成22年、暫定値でございますけれども、こういった育成複層林が少しずつ増えてきているというような状況、現在99万ということでございます。

それから、総蓄積につきましては、平成17年の43億4,000万立米という、この総蓄積量を49億といったような蓄積量まで増やしていくというような目標になっているわけでございますけれども、これにつきましてもほぼ目標に沿ったような形で、現在の平成22年度の暫定値でございますけれども、蓄積が増えてきているということでございます。

また、この下のところの総成長量のところでございますが、これは先ほどのご説明で大体年間8,000万立方、資源が増え続けているというふうにご紹介をしたところでございますけれども、しかしながら、日本の森林の成熟に伴いまして、だんだん実は成長量というものは落ちてきております。平成19年とか、そのあたりをピークにいたしまして、少しずつ実は資源の成熟とともに成長量が落ちてきておりまして、これも27年で6,900万立方ということで見越しておりますけれども、大体そのような水準に向かっているということでございます。

続きまして、次のページ、(2)のところをご覧をいただきたいと思います。2つ目の目標でございますけれども、林産物の供給及び利用に関する目標でございます。これにつきましては、平成16年、1,700万立方というものが国産材の利用量であったわけでございますけれども、これを平成27年に2,300万立方まで増やしていこうというのが目標になったわけでございます。これにつきましては、実は平成19年まではほぼ目標に従ったような形で順調に伸びていたわけでございますが、平成21年は、これはご案内のように、平成20年の秋から経済状況が非常に悪くなりまして、景気の悪化とともに住宅着工戸数なども激減をしたというような状況でございます。それを受けて木材の需要量自体も落ちたということで、その中で国産材は、かなり輸入材に比べますと検討したわけでございますけれども、残念ながら絶対量としては若干落ちてきているということでございます。これは引き続き回復をさせていく必要があるということでございますが、現状としては21年のデータとしてはこのような形になっているわけでございます。

同様に、右側をご覧くださいと、木材全体の総需要量といったようなものにつきましても、平成16年9,100万立方というものを大体維持するというような目標だったわけですが、残念ながらこれも減ってきておりまして、特に平成21年は非常にこれは落ち込みが激しくて、6,000万立方台まで落ち込むというような総需要の減少があったわけですが、ただ、そのような中で国産材は比較的検討したというのが、この下の総需要量に占める国産材の割合のところに出てきておりまして、これは平成16年の19%を平成27年は25%ぐらいまで持っていきたいというような目標だったわけですが、平成21年度時点で既に28%ということで目標を上回る数字になってきている。国産材に対する回帰の傾向というものが非常に出てきているのではないかとこのように考えられるところでございます。

続きます資料、②のところでございますが、これは実は非常に詳細な資料になってございます。各事項ごとに現在の取組に対する評価なり課題なり、あるいは今後の検討方向というものを、それぞれの事項ごとにかなり詳しく整理をさせていただいたものでございます。時間の関係もあって細部の説明は省略をさせていただきますが、次回以降のご議論のときに、また参考にさせていただければというふうに思っております。

私からの説明は以上でございます。

○岡田会長　ありがとうございました。

関連する資料2-1から2-6、これは最後は18年度の本紙、森林・林業基本計画でございます。内容的には新書判2冊から3冊ぐらいの値のあるところを、どの項目一つポーズとることなくずっとご説明をいただきました。いただいたペーパーのところ、1枚当たり15秒から20秒で過不足なく完璧でございました。ただし、余りにも短い時間で多くの資料でございますので、今日は十全な審議ということには必ずしも至らないかもしれませんが、できるだけ多くのご質問、ご意見を出していただきまして次回以降の審議に備えたいと、このように思っております。どうぞご質問、ご意見をいただきたいと思います。

基本的には、この2-1のところに書いてありますように、先ほど長官からも親切な指導というか教えをいただきましたように、この森林・林業基本計画は、我が国の政策・施策を総合的、計画的にきちんと整理をするということで、予算の前提にもなるし、政府全体の閣議決定事項、その対象であるということで、これまでここに向けて省として森林・林業再生プランということで1年かけて5年間の激変の整理をきちんとしてきましたということでございます。ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

どうぞ、井上委員。

○井上委員 井上でございます。どうぞよろしくお願いします。

今、企画課長のほうから資料についていろいろご説明をいただきまして、大変的確なご指摘をありがとうございましたというふうにまずお礼申し上げたいんですが、私、この資料を拝見していて、特に2-2、2-3についてなんですけれども、森林・林業・木材産業の現状と課題ということで、ここの現状の認識と課題ということを共通認識とした上で、今後議論をいろいろ進めていくということになると、まずその入り口の段階で私のほうから1つ申し上げたいんですが、2-2の資料の、特に9ページ、11ページ、12ページ、13ページ、15ページと、おしりのほうですけれども、基本的に木材というのは丸太ということになるわけなんですけれども、その丸太の問題と、それから、特にそれを利用した製品について、いわゆる製材品のものだけしか記入がないんですね。ご存じのように、住宅にしても何にしても柱だけで家ができていくわけではなくて、屋根なり壁なり床なりということで面としての利用があって初めて一軒の家ができ上がっている。建築途中の家を近所で見ただけであればおわかりのように、柱だけではなくて、やはり面材があって初めて雨風がしのげるということにもなりますし、それから特にコンクリートの型枠のような形で、あれも柱ではなくて面材としての木材の利用があって初めてコンクリート型枠ができ上がる。それからフローリングについても同じようなことでございますので、ぜひ現状と課題の中に、丸太の利用はもちろんそうですけれども、製品の価格とかいろいろなところに製材等ということで、役人の方が好きな「等」ということの中に入っているよと言われればそれまでなんですけど、ぜひとも柱材だけではなく、面材の利用が国産材の自給率を高めていくことに極めて重要なポジションを持つんだということを、今ここでお話をしていきたいと思います。

製品の価格も、それから新生産システムでの12ページの左上の図にも、製材工場、製材工場、製材工場とだけ書いてあって、合板なり何なり面材が書いていないし、13ページのほうも建築用の製材出荷量に占める人工の乾燥の割合ということで、合板は触れられていませんし、15ページにおいても製材工場など残材というふうになっていますけれども、ここにも合板がない。私が合板をつくっている会社なので、合板のことばかり言っていると業界の利害だけで、何か国全体のことでなくて利害だけを言っているように聞こえるかもしれませんが、実はこれ、先ほど家が柱材だけじゃなくて面材でできているということは非常に大きなことで、木造住宅の中で立方メートル当たりですと、梁、桁と柱だけではなくて面材の利用がほぼ匹敵するぐらいのボリュームがあるんですね。アメリカでよく使われているツーバイフォー住宅においては、ディメンションナンバーという柱よりも面材のほうが立方メートルで多くなる場合もある

わけです。

それから、今後議論の中でもマテリアル利用という言葉が幾つか出てきた。それからエネルギー利用ということも出てきましたけれども、木はしょせんまきだということで燃やしてしまうということになれば、それは何でもいいんですけれども、実は木材には炭素固定化機能があるわけなので、極力腐らせない、極力燃やさないということがやはり一番大事だと思うんですね。そのときのマテリアル利用には製材はもちろん集成材、それから合板もそうですが、それ以上にチップになってもさらにパーティクルボード、MDFという製品で、燃やさないで家具とかクローゼットの扉とかにも使うことができるので、実は合板だけのことでなくて、面材の利用ということがカスケード利用の中でのマテリアル利用にも関係することだということになりますので、ぜひとも現状と課題、それからプランの中にも面材の利用の部分、これは面材の中では合板が一番マーケットが大きいので合板という言葉の2文字でもいいかと思えますけれども、面材としての利用も中に記載を入れていただくような方向でご検討いただければ、今後の半年ぐらいかけた議論の中で有効な議論につながって、国産材の自給率アップに直結するんじゃないかというふうに考えます。

○岡田会長 ありがとうございます。ご指摘、ごもっともだというふうに思います。ただ、今回はまさに「等」として、象徴的に製材で説明をしたのだと思います。この後、各委員には、ただいまの不足しているところの資料を早急にお送りいただいて、この後の議論に反映をいただきたいと、このように思います。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ、鮫島委員。

○鮫島委員 今の井上委員の意見、本当に貴重な意見だと私も思います。それで、あと、国産材自給率ということを非常に気にされているわけですが、やはり部材によって、あるいは使う場所によっても自給率ってみんな違うんですよね。そうすると、やはりどこに努力目標を置いたらいいか、どこに注力したらいいかというのは、もうちょっと分類して拾い上げるとすごくよく見えてくるので、やはり非常にそれは現場という立場で見ると、多分非常に重要なことじゃないかなと思うんですね。ですから、ぜひそれをやっていただきたいということ。

あともう一つ、これからやはり電力業界で、要するに火力発電に混焼をやっていこうとするのが今動いているわけですが、そうすると、いわゆるエネルギーというものの木材需要というのは非常に増えてくると思うんですね。それを今後の要するに統計の中にどういうふうに組み込んでいくのか。それから、マテリアル利用との関係で、どういうふうにそこを扱って

いくのか。やはり相当そこは重要な問題なので、ぜひもっと積極的に取り上げていただければありがたいと思います。

○岡田会長 ただいまのご意見もそのとおりだと思いますので、次回以降ぜひとも対応するように、この審議会としてお願いをするということにしたいと思います。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 鈴木でございます。

今、初めの2つのご意見は林業、あるいは木材利用というところでしたが、私は、森林・林業基本法について検討するということで、森林というあたりで少し意見を申し上げます。

今、森林・林業基本計画というものをご説明いただきましたが、それで全国森林計画を議論していくというご説明でした。従来の全国森林計画というようなものは、一方で森林整備保全事業計画というのがセットになっていて、森林整備事業、治山事業等、山地を保全するというのと一緒に政策としてつながっていたと思います。今日のご説明だと、むしろ林業にかかわるお話が中心だったように思って、実際にこれから必要な間伐であるとか森林整備というのは、治山事業や森林整備事業で取り組まれていることも大変多いので、そこが別立てにならないように、なるべく一体としていい作戦が立つようなことが要るのではないかとこのころが、これは意見として申し上げたいと思います。

それから、あと1点は質問なんです、諮問をされました2点目が国有林野の経営ということですが、これは管理経営のあり方についての諮問ということなんですけれども、いわゆる管理経営ということに国有林のほうの森林計画、つまり全国森林計画、都道府県森林計画というのと同列に地域別の森林計画というのが国有林にはあるはずなんです、そのあたりもこの諮問の中に、管理経営のあり方というものの中に入っていると考えてよろしいのかどうか。これ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○岡田会長 第1点目につきましては、今後、この審議会においては森林マターのところもしっかりと川下の問題と一緒に挙げていくということを忘れずにお願いしたいということで、皆さん、共通にしてくれということでよろしゅうございますね。

第2点目、これについては部長さん。

○古久保国有林野部長 国有林野部長でございます。

国有林に関して、確かに諮問事項の1のほうでも国有林の資源に関する計画部分がございますし、それから、管理経営の中でももちろん資源が関連してくるわけでございますけれども、今回の諮問事項としては、国有林の資源も含めた形での全体としての森林資源、それから全国

森林計画、こういったものを一つ議論していただくのと、それから、管理経営のあり方に関しては、資源のこともありますが、それ以外の管理経営の姿全体、また先ほど申しましたような勘定、経理のあり方ですとか、そういったいろいろな問題がございます。そちらのほうを主体とした議論にさせていただくことになるかと思います。重なりますけれども、資源面は諮問事項1点目の全体の中で主に、それから関連しますけれども、業務の運営の仕方ですとか、経理の仕方ですとか、特別会計のあり方だとか、そういったものが諮問事項2点目の方でと、こういう感じでご理解いただければありがたいと思います。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。

横山委員、お願いします。

○横山委員 横山です。

森林・林業基本計画の変更に当たっての検討点という2-4の資料で、森林の有する多面的機能の発揮に向けて重点的に取り組むべき事項という中に、今まで使っていた3機能区分にかわる区分のあり方を検討するという、そこがあるんですけども、やはりこれまでの林業の発展のためにつくられてきたいろいろな計画に、さらに生物多様性のような、あるいは災害防止のような多面的な機能のさらなる発揮というのがリクエストされていることだと思うんですが、これは恐らく地域ごとの生態系サービスと呼ばれる自然の恵みの最大化をどうやって森林で図っていくかという、そういうふうに言いかえられると思うんですが、これはマイナスしかもたらない事象の最小化という、そういうふうに言いかえることもできると思うんですが、そのための区分方法を今回検討するということは、かなり大きな変化をもたらすのではないかと考えております。

3機能区分にかわる区分のあり方を考えるということと、それから新たなゾーニングの導入という、この話というのがもう一つ重なっているように資料では見えるんですけども、そもそもの森林タイプの地域ごとの配置ですとか、それから資源林として最も高度に使っていかなくてはいけないところ、そういう資源管理上のゾーニングと、さらにその上にある多目的な保全管理上のゾーニングの階層構造のようなものになるのではないかとこのように見えるのですが、ここで質問なんですけれども、この3機能区分にかわる区分のあり方と、新たな国土計画的なゾーニングの導入の、この2つの階層を満足させる方法を、その腹案というのはだれがどうつくっていくものなのかということをご質問したいと思います。この審議会でたくさんのプランを出しながらそれを絞り込んでいくのか、あるいは何か、どこかのコンサルタントのようなところが腹案を用意して、それを審議していくのか。その辺の作り方についてのご質問を

させていただきたい。よろしくお願いします。

○岡田会長 これはどうでしょうか。それでは、本郷計画課長、お願いします。

○本郷計画課長 横山委員のご質問ですけれども、これまでの議論の経過がございまして、3機能区分にかわる森林の区分のあり方等をどうお示しするかというふうにここに書いてあるわけでございます。これは今の仕組みを形骸化していると。要するに林野庁が決めて、林野庁の決めの言ってみればフローチャートみたいな形で市町村までおりて、一方通行で地べたに決まってしまうということが問題だというようなことで、林野庁は大きな方向は示すけれども、実際の区分は市町村にさせていただく。その市町村にさせていただくための示し方をどうするかというようなことを、ここで森林・林業基本計画、あるいは全国森林計画でお示ししていきたいというふうに考えている。その示し方をご議論いただければありがたいということでございます。

そして、横山委員が言われた国土利用計画的なゾーニングという意味での森林のゾーニングというようなことは、今現在ではこの段階で何らかを示すというような形で考えているものではないということをご理解いただければと思います。

○岡田会長 お答えは今のようなことなんですが。

○横山委員 そうすると、すみません。勘違いしているかもしれないんですが、こういう計画上の区分というもののあらわし方というのは、市町村が任意で区分できるという、そういうスタイルになるわけですか。

○本郷計画課長 おっしゃるとおりでございます。

○鈴木委員 ちょっと今の点についてお尋ねしたいんです。先ほどの私の質問とちょっと関連するんですが、市町村が決めるという話になったときに、国有林は別なんですよ。国有林の分は国有林が決めなければいけないということがあるので、今の市町村が決めますという答えだと、答えの半分のような気が私はちょっとしておりますが、それを申し上げたい。

○本郷計画課長 申しわけございませんでした。国有林も森林所有者の一人なわけでございますけれども、確かに森林計画の系統上、国有林と民有林という形で大きく分かれております。国有林は国有林の森林計画、あるいは管理経営計画の中で、機能の区分ということを改めて考えていくということでございまして、これもまた一つの課題かというふうに思っております。

○岡田会長 よろしゅうございますか。最終的には市町村の整備計画が、その市町村の負うところのエリアについては、いわばこのマスタープランをマスタープラン的位置づけでもってということをプランでは考えておりまして、その中には当然国有林も入って、国有林と一緒にな

ってということが前提としてはありますので、情報交換を密にしながら面的な整備というふうに考えておりますから、それぞれ別立てでという、そもそも違うものだという、こういう発想は余りしていないということは事実なんですね。

○鈴木委員 それは発想でしょうか。それとも、この森林・林業基本法の従来の説明を変えることを含んでいるという理解でよろしいのでしょうか。

従来は民有林と国有林は上のほうから、全国森林計画では一体ですけれども、都道府県の計画になったときには国有林と分かれておりますね。だから一方の私の頭の中は、都道府県森林計画の下に市町村があって、市町村がお決めになるといったときに国有林は外に出ているという理解なんです、今度はそのところも一体とか連携とかという、そういうイメージになるのでしょうか。つまり、再生プランを拝見して、そのあたりがちょっと私、よくわからなかったところがあってお尋ねをした次第です。

○津元森林整備部長 鈴木先生のほうからいろいろご指摘を受けております。プランにおいて今回、プランというか改革の姿という最終報告において、国が示す3機能区分をやめて地域手動の森林の区分制度を創設すると、これについては特に民有林の市町村といったところを意識をして、国や都道府県が望ましい森林の姿、必要な施業方法を例示をして、その例示をもとに、参考に市町村が地域の意見を反映して、主体的に森林の区分を行うといったような記述になっています。当然国有林の分野というのはそれ以外でございますので、ただ今回、ここで基本計画で定めていただきますのは、国有林、民有林を通じた全体の整備目標ということになります。また次回にでも、そういった国有林の流れと民有林の流れがきちんとわかるような資料もお示ししながら考え方を整理していきたいというふうに思っております。

○鈴木委員 よろしくお願いします。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。

それでは、上安平委員、お願いします。

○上安平委員 上安平でございます。

何か雑ばくな要望というのか質問というのか、わからない段階でご発言させていただくのは申しわけないような気がするんですが、3点ほどございます。

新たに人材育成としてフォレスター制度というのを創設されるということにとっても興味と関心を引かれたんですけれども、こういう人たちが計画から実行段階まで常にかかわって指導に当たれば、かなりいろいろな効果がスムーズに発揮できるような気がするんですけれども、今のいただいた資料を見ますと、まだフォレスターというのがどういうものなのかというのが具

体的にイメージしにくい。期待するんですけれどももしにくいという気がいたしました。その人たちが国の立場に立つのか、都道府県の立場に立つのか、それとも中立的な立場なのか、立ち位置の問題。それから、そのフォレスターがどの程度の権限を実際に持てるのかどうか。そういうことをかなり書き込んでいただかないと、多分せっかくこういう意欲的な制度を導入されても、なかなか効果的に、選ばれた人というのか、なった人がどのように活動していいかわからないなんていう状況は、せっかくですからもったいないので避けるために、かなり具体的に示していただきたいなと思っております。

それから、今度の新しい制度の中で、間伐だとか森林計画に協力しなかった人たちとか不在村者というのがかなり多いそうですけれども、その場合には強制的にやるといような文言が幾つか散見されているのですが、どの程度の強制力を持ってなさるつもりなのかどうか。これ、結局やらなくちゃしょうがないような気はするんですけれども、それぞれの事情も持った人たちをどのように考えを変えさせるか、あるいは考え方を変えさせないままに公共のために進めていくのか、その辺のところを実際に示していただかないと、ちょっと心配だなという気がいたしました。

それからあと、自給率の問題なんですけど、今、自給率という言葉がかなりひとり歩きして何でも自給率なんですけれども、28%弱の自給率を50%というのはすごいなと一般的にはびっくりしてしまいます。食料自給率などから見ますと、1%であれだけ大騒ぎしているのに、これはほとんど倍増に近い。でも、多分今は資源は供給体制がしっかりすれば、この自給率というのは、どうやらこの資料をずっと通して読みますと可能なのかなという気がいたしますので、それが可能だということをしっかりと示していただきたいなという気がいたします。

以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございます。ただいま3点ありましたが、これ、いずれも示すことは可能ですので、次回までに、あるいはその間にも資料をぜひ各委員にお送りいただくということにしたいと思います。

そのほか、お願いいたします。

藤野委員、どうぞ。

○藤野委員 藤野でございます。

私は建築の設計が本業でございまして、山のほうも建築もわかっているというあたりの人が非常に不足しているというか、実際いないというところが大きな問題だと自分は仕事をしながら思っていて、山のものを勉強させていただいています。そういった意味から、このフォレス

ター制度、先ほどから出ていますけれども大変期待しておりますが、これは山だけではなく、建築にまで、そして市民にまでつながる制度にさせていただく方向をぜひご検討いただきたいと思います。

私、もう一点あるんですけれども、人工林の齢級別面積というのがよく目にして、真ん中辺に山があって、これが人間と同じで、これから高齢者社会になっていくような、後ろに山が移動していくということがあると思うんですけれども、どなたに聞いても法正林というんですか、どの代も同じぐらいあったらいいんじゃないの、それが理想じゃないのというのはよく聞くんだけれども、今植えられていないという現状があって、植えても育たない、鹿が食べちゃう、いろいろ言われているんですけれども、これが今、とにかく資源になって使っていける。使っていくということは、ある程度皆伐をして次を植えるということができると思うんですが、とにかく次を植えて次を育てていかないと資源はまた枯渇してしまうということで、この人工林の齢級別面積の理想の形というのをしっかり示して、こういう方向に日本の森林を持っていきたい、持続可能な山にしたいというのを示していただくことはできないのでしょうか。私はそれをすごく希望しているんですけれども。

○岡田会長 ありがとうございます。50年後ぐらいのシミュレーションはつくっております。ただ、なかなか理解いただけないのは、齢級といっても1つの林分の中に多層の構造を示す場合には幾つかの齢級があるわけですね。だから面的に上手にすべてが法正林だったり、あるいは全部イーブンの面積があるという、なかなか示し方が難しいのかもしれないですね。

○藤野委員 ただ、一般的に、今お山がある、この絵が何十年後にはこうなってほしいとか、もしくはもっと下のほうが大きくなってほしいとか、リムの中がどうなっていくと全体の目指す姿というのもあるんですか。あるとしたらぜひ見せていただきたいと思いますし、シミュレーションというのと、これを目指すというのとあるかと思いますけれども。

○岡田会長 それもこの次、ぜひお示しをしたい。

○沼田林野庁次長 幾つかの仮定を入れてお示しすることはできるかと思います。

○岡田会長 そうですね。わかりました。やはり大事なことですし、計画そのものが5年後、10年後、20年後の姿と、こう言っていますので、これについてもぜひ資料をつくっていただこう、今の発言をもってお願いをいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

加賀谷委員、お願いします。

○加賀谷委員 質問と検討事項に加えていただきたいお願いが1つずつございます。

1つは再生プランのほうの資料2-3の26ページのほうなんですけれども、先ほどご説明いただいた中で、路網整備というのを可及的速やかに進めなければいけないという部分は非常に理解できました。1つ質問があるのは、この林業専用道というもののなんですけれども、これが従来の基幹林道というものと違うものなのか。あと、10トントラックという具体的な数字が出てきましたけれども、こちらの10トントラックを使えば効率的に木材の運搬ができるという、黒字化につながるというもとなる資料といえますか、10トンという具体的な数字が出てきたところの説明をできればしていただければなというふうに思います。

もう一つのほうなんですけれども、資料2-4の1の(1)、「高齢級の人工林は、広葉樹林化、長伐期化等の将来の」という一文なんですけれども、高齢級の人工林というのは、木材利用の視点から見ても、人が利用するのに非常に美しい木目を形成する貴重なといえますか、高付加価値を生む林分でもありまして、実際に高齢級を目指して育成を続けているという林業家もいらっしゃると思います。ですので、この表現ですと、高齢級だと成長も落ちて、これを転換しなければいけないというようなニュアンスにとれますので、新しいプランの中では、先ほど藤野委員からもご意見が出ましたが、これを再造林していくというような、人工林の高齢級が必ずしもいけないことではないというようなニュアンスは、ぜひ入れ込んでいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○岡田会長 ありがとうございます。

それでは1点目、ちょっと補足をいただけますか。

○肥後整備課長 整備課長でございます。

10トンの根拠は、別にお示しをしたいと思っておりますけれども、今ご質問にありましたように、2トン、4トンで道をつくって搬出をするということでは、コスト面でかかり増しになり、10トン積みのほうが効率的な搬出ができるという判断をしています。最初のほうにございました、今までの基幹林道という考え方は、今、委員がおっしゃった集落と集落を結ぶような、それから大きな団地の山と山を結ぶような林道は、そのまま林道として考えておりますが、まとめられた200ヘクタールとか300ヘクタールとかの大きな団地の中で、それぞれの間伐箇所から実際に木材を運び出してくるには、10トンのトラックが通れる程度の、今までがどちらかというと公道の性格を持つ林道が主体でございましたので、木材搬出をメインにした道をつくるという意味で林業専用道という名前をつけまして、これはスピードよりも、むしろ時速15キロ程度で木材の搬出に主眼を置いた道づくりをしたい。したがって、写真が載っておりますけれど

も、土構造を中心にして工作物を基本的にはつくらないという形で、なるべく地形に沿ったつくり方をして単価を半分以上に落として延長を延ばしていこうという考え方でございまして、その根拠としたところは、また別の機会にご説明をさせていただければと考えます。

○岡田会長 ありがとうございます。

それでは、細田委員。

○細田委員 簡単に質問させていただきます。資料2-2の1ページで3つの軸があるということですね。一番上に森林資源があって、下に林業と木材産業ということで、これは非常にパターン認識で申しわけないですけども、環境をやっている経済学者から見ますと、上の面はいわゆる公共材、環境公共材をいかに保全して森林資源として使うか。下のほうは林業、木材産業という極めてビジネスの話ですよ。これは実はつながっているんですけども、このつながっている2つのものをちゃんとしっかりつなげないと、環境を保全しながらしっかりした林業も木材産業も営めないということだと思うんですが、2つの目的を1つの手段で達成することはできないですよ。これは有名なティンバーゲンの定理というのがありますので、環境公共材、資源を守るというものと、下のビジネスを活性化するというのは理論的には別のものであるはずなんですけれども、それがどうもこの図、後からいろいろな説明を伺っておりますと、達成する手段が非常に限られている。しかも非常に悪いことには、例えば為替、これは我々のコントロールバリエブルでありますよね。市場益または賃金率もコントロールバリエブルではない。コストの低減というのはよくわかるんですけども、非常に下のビジネスのところでもコントロールバリエブルが限られている。それを用いて上の森林資源も保全しようというのはものすごく難しい。ストライクゾーンの狭い、右バッター、インコーナーぎりぎりにシュート回転でシンカーぎみに落としてストライクをとると、こういうことをやろうとしているんですけども、その手段が私にはちょっとまだ見えてこない。あるいはそれをここで検討しようということなのか、その辺のアイデア、基本コンセプトがありましたら教えてください。

以上です。

○岡田会長 大変基本的なところなんです、時間の関係もございましていかがいたしましょうか。

○細田委員 次の会議で結構でございます。引き取っていただいて結構です。

○岡田会長 それでは、今のご質問の意図はおわかりだと思しますので、よろしくお願いいたします。

その他ございましたら、お願いいたします。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 田中でございます。

フォレスターのご質問、皆さんから出ているんですけれども、この制度というのは海外にもある制度なのかということと、もし成功例が導入されてということであるのであれば次回教えていただきたいということと、あと、この2-3の資料の最後のところにフォレスターの制度とか、いろいろな制度が出ているんですけれども、川上のところの制度というか、人材の育成が手厚くて、マーケット側の川下の出口のほうというのがやはりちょっと手薄で、コーディネーターということが1つあるんですけれども、フォレスターとコーディネーターが連動で動けるような体制が組めるのかとか、川下のほうはもうちょっと手厚くできないものとか、やはり森の恵みを生かして充実した素材を国内で循環させていくというところでは、そこに課題が残るかと思いますので、これは国有林の部会のほうかもしれませんけれども、お聞きできればというふうに思います。

以上です。

○岡田会長 ありがとうございます。今回のプラン全体も大きな意味での、大きな大きな循環をつくるというところで、川下、川上一体となったという、こういうことがキーのコンセプトでありますので、そこは先ほど藤野委員からもあったように大変重要なところですね。既に整理されていること、なお課題のことも含めて次回お示しできるかと思いますので。

その他ございますか。鮫島委員、どうぞ。

○鮫島委員 これから基本計画をつくっていくということなんですけれども、私、今2-6を見ていて、これはまだ今生きている状況ですよ。それで、森林・林業の再生プランの改革の姿、これはかなり違うわけなんですけれども、やはり既にあるものをそれなりにきちんと評価しつつ、それで継続、そう簡単にとまらないものはいっぱいあると思うんですね。ですから、その辺をどうやって全体の整合性をとっていくのか。何かやはりやり方、それから、やはり余りにもかけ離れているものというのは何か調整しないと、やはり現場は混乱しますよね。ですから、その辺までかなりきめ細かくやらないとまずいのかなというふうに思っています。その辺はやはり実際やっていく作業の中では、ある程度もうプランというのは考えられているんでしょうか。

○岡田会長 先ほどはスケジュールを示したんですが、その内容的なことに関わって、もしあれば。

○鮫島委員 結局、2-6と、それから要するに改革の姿の中にある、あと2-4ですね。こ

の辺、きちんとそろえていかないといけないと思うんですね。

○岡田会長 いかがでしょうか。長官、お願いします。

○皆川林野庁長官 実は今回、森林・林業基本計画を直すと。あわせて私どもとすると、例えば個々の具体の例えば市町村のレベル、また森林の経営者のレベルでどういう計画をつくっていただくかということについて、実は森林法の改正で新しい計画制度の変更をさせていただくということになるわけです。それはただ、今、現に物事は進んでおりますから、それを新しい計画にどう乗りかえていくかということについては、通常法律の改正があったときには当然さまざまな経過措置というのが行われると。例えば新しく集約化をしてコストを下げたいこうということを言うことについても、今年から既に、実はもう23年度予算から新しい形のものの、まさにその方向に向けて変えるわけですね。変えつつある。それをまた次の年、今度森林法がもし改正案ができて通ったらば、それに基づいたものを順次立てていただいて、それにだんだん乗りかわっていただく。その間は、例えば今の法律体系に基づいてつくった計画自体はとりあえず生かしておいて、順次乗りかわっていくというような形で、当然に、えい、やとぱっとこれをひねると、ぱたっと全部が変わっていくということではないので、当然順を追って、ただ、なるべく早く変えていただけるように、さまざまないろいろな我々のアドバイスもしながら地域に浸透がなるべく早くいくようにということは考えますが、当然順を追った、いわゆる移行の部分のプロセスも当然に我々も想定してやっていくということになります。

○鮫島委員 そうすると、今回の基本計画の中には、従前のものも両方やはり入ってくるということですね。

○津元森林整備部長 見直しをします。

○鮫島委員 そういうことですね。

○岡田会長 ありがとうございます。

それでは、まだ議論があるかもしれませんが、この場が終えると、それで議論が終わりということではありませんが、我々、委員の一人として今後もいろいろな意見を事務局に出していただいて、次回皆さんで議論をする、そのことを積極的に参画をいただきたいと、このように思っております。

それでは、次に進ませていただきます。

今日は、もう一つ諮問事項がございました。今後の国有林野の管理経営のあり方についてという件でございます。今日の、この審議会におきましては、事務局からの説明、審議等は行う予定としてございませんが、冒頭の、長官のご挨拶においてご説明をいただきました。管理経

営、これまでも重要な公益的機能、非常に期待されるところがあって果たしていますと。それから、農林業、観光業、あるいは地域の産業への寄与ということについても、これまでの管理経営の中でもしっかりやらせていただいている。実は開かれた国有林ということで、平成10年以降、随分と国民の森林に入ってくることを一緒になって、使って楽しんでいただいたり、教育のためにと、いろいろなことが出されておりました、国有林野、随分とこれまでとは違ったあり方が示されております。しかし、それにもまして、この森林・林業再生プランでは民有林のさまざまなサポート役ですとか、それ以外にもいろいろな貢献をしてほしいという要請がこの間たくさん出てきております。そんなことを含め、この先ぜひともこの検討会を中心に考えてまいりたいと、こう思っておりますが、一方では、ご挨拶が政務官からもありました1.3兆円の債務については着実に返済をしていかなければいけないという、こういう課題もございます。そうした全体を考えてまいりますと、この管理経営のあり方というのは、私たちにとっても非常に重い課題だなということを率直に感じざるを得ません。しかしながら、何とか国民の期待に十分こたえられるような国有林とするために、この審議会も十全な議論をしてまいりたいと、このように思っておりますので、どうぞご協力をお願いをしたいと思います。

なお、この後16時から、本日第1回目、先ほどお認めをいただきました国有林部会を開催をするということを予定してございます。各委員におきましては、部会の委員でなくても、その際にはオブザーバー参加ということになりますが、お時間が許すということであればぜひとも参加をいただきたいと、このように思っております。

それでは、次第の2の(7)に移らせていただきます。

平成23年度の予算及び税制改正についてでございます。事務局からご説明をお願いいたします。

○三浦林政課長 それでは、まず、予算につきまして、右肩に3番と振ってある林野庁関係予算の概要という資料で簡潔にご説明いたします。

まず、表紙をおめくりいただきまして、総括表が載っております。この表の見方ですけれども、平成23年度概算決定額というのがございまして、一番下、総計2,719億円、これが今の国会に提出をされて審議を待っているところでございます。林野庁予算の特徴といたしまして、公共事業費、いわゆる社会資本整備、普通ですと道路とか港湾とか、そういうものになるんですが、これが1,890億円とかなりの額を占めておまして、その中には治山事業、山地災害から人命、人の財産を守るというようなものが608億円、一方で森林整備事業、これは個人の山も含めて、ここで1,181億円ということで予算が今国会に提出されているところでございます。

この森林整備事業につきましては、先ほどからプランでも出ております直接支払というようなことで、今年度の林野庁予算の目玉ということで、全体の予算が対前年度比94.6と財政が厳しい中で抑制的になっている中で、ここにつきましては100%ということで重点配分をしたということになってございます。また、非公共事業のほう、829億円ございますけれども、これは公務員の人件費とか義務的なものと、その他、公共事業に当たらない、政策的にいろいろな産業振興とかをしていくとか、そういったものが282億円ということでございまして、合計2,700億円余ということでございます。

また、その下は、森林・林業再生プランの取りまとめと並行しまして、総合対策ということで林野庁の目玉として元気な日本復活特別枠というところにエントリーをして、最終的に認めていただいた額でございます。

個別の事業についての詳細な説明は省略させていただきますが、1点だけ、2ページをご覧ください。先ほどプランの説明で似たような絵があったかと思いますが、森林管理・環境保全直接支払制度、全体で294億円の公共事業と、それからソフト事業30億円で、全体で324億円ということで計上しておりますけれども、今までは路網が未整備な中でばらばらの施業、しかも切り捨て間伐、こういったものも支援の対象にしておりましたが、23年度からは右側の図にありますように、まずコストを下げるために集約化、これは作業をやるところをまとめていただく、それから森林作業道という簡易な路網を一体として整備をいたしまして、材を切り出して山元まで運んでいただく。それによって最終的に材が使われて、木材自給率50%以上というところにつなげていきたいと、こういうことで、従来の森林整備事業を大きく切りかえたということでございます。具体的なことについては、その下にございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

予算の関係は以上でございます。

○新井管理課長 続きまして、資料4で国有林特別会計の予算の表をつけておりますけれども、国有林特別会計の予算につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、昨年秋の事業仕分けにおきまして事業組織のすべてを一般会計化にする、ただし債務処理については特別会計は残すということでありまして、その制度設計を国有林部会におきまして1年間かけて議論していただくということになりましたので、23年度におきましては現行の特別会計制度を前提に予算を編成したということであります。

予算編成の考え方としましては、今、林政課長からご説明いたしましたとおり、路網整備とか、あるいは民有林、国有林の連携など重点を置いたものにしていくということでありますが、

なお収支同額の予算としておりますけれども、今年度から債務の返済を開始できる見込みでありますし、23年度におきましても収支両面の努力によりまして返済を進めていくということにしているところでございます。

以上でございます。

○牧元企画課長 最後に、資料の5で税制改正についてご説明をさせていただきます。

今回、税制改正につきましては、林業関係で大きく動きがあったところでございます。2点、特に新規要望のところを中心にご説明をいたしますが、まず1点目は山林に関する相続税の問題でございます。これは実は山林に関する相続税の負担が非常に重いということで、特に大規模な林家の皆さんが相続を契機に経営を放棄したりとか、あるいは山を売ってしまうというようなこともあるわけでございまして、このようなことがないように、ぜひ中小企業とか農地と同じような形での納税猶予制度ができないかということで要望したところでございます。これにつきましては、森林法の改正内容を踏まえて24年度において納税猶予制度を中心に検討するというようなことになったわけでございます。

ちなみに、この森林法の改正内容を踏まえというところでございますが、これは先ほどご紹介いたしました、新しく森林法の中で森林経営計画の制度というものをつくろうとしております。その中で集約化でありますとか路網づくりでございまして、そういうものに一生懸命取り組んでいかれる林家に対する支援措置というような形で位置づけることを予定しておりますので、森林法改正を前提に、24年度におきましてこのような見直しを行うという結論になったところでございます。

続きまして2つ目の丸のところでございますけれども、地球温暖化対策のための税、これはいわゆる環境税でございます。石油とか石炭とか、そういうものに対して課税をするということでございまして、これにつきましては23年度から導入をされるということが決まったわけでございます。これにつきましては、従来から林野庁が、この税の使途に森林吸収源対策などを位置づけるようにということでお願いをしていたところでございますが、残念ながら使途に明示をされるということは今回なかったわけでございますが、この下の括弧書きのところにございますように、国際約束の達成等を図る観点から森林吸収源対策を含めた諸制度の着実な推進に資するよう、財源確保を引き続き検討しますというような一文が税制大綱に盛り込まれたところでございます。

このほか、延長要望といたしまして山林所得に係る森林計画特別控除の1年延長などが認められたところでございます。

以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、質問がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして本日の林政審議会につきましては、予定をいたしました審議事項、説明事項、全て終了いたしました。

次回の審議会は、3月1日、火曜日、時間も同じく13時30分から、この会議室において開催の予定でございます。後日、開催の案内が事務局から届くかと思いますが、大変お忙しい年度末の時期でございます。スケジュールの調整をよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、改めまして、本日は大変お忙しいところご臨席をいただきまして、誠にありがとうございました。なお、先ほど申しましたように、16時からこの会議室におきまして、第1回目の国有林部会を開催いたしますので、時間の許す委員の先生方はどうぞよろしくお願いいたします。

閉会